平成 25 年 5 月 10 日

各　　位

会 社 名　千代田化工建設株式会社
代表者名　代表取締役社長 澁谷 省吾
（コード番号　6366　東証第１部）
問合せ先　　総務ﾕﾆｯﾄGM　山田幸雄
（TEL 045-225-7740）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の当社 2012 年度定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1)当社は、中期経営計画 「変革と創造 2012」で進めてきましたコア事業の成長、事業領域の多様化、グローバル展開を進めるための経営基盤整備の更なる展開を目指して、今年度から始まる新中期経営計画「時代を捉え、時代を拓く」を策定いたしました。また、新中期経営計画においては、当社の成長戦略、基盤強化、収益拡大・安定に寄与すべく新分野や新技術などへの事業投資を加速させてまいります。こうした点を踏まえて、第 2 条（目的）に所要の変更をするものであります。

(2)取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第 426 条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものです。なお、取締役の責任免除の規定（定款第 28 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3)上記変更に伴い、条数等の繰り下げ調整を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条（省略）	第１条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　本会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．　石油、ガス、石油化学、一般化学、原子力、石炭、電力、製鉄、造水、食品、生化学、医薬品、　医療、運輸、流通等の産業用、民生用設備ならびに公害防止、環境改善および災害防止用設備等に関する下記の事業	１．　石油、ガス、石油化学、一般化学、原子力、石炭、電力、製鉄、非鉄金属、水処理、農業、食品、生化学、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、再生可能エネルギーおよび宇宙等の設備ならびに公害防止、環境改善・保全および災害防止用等の設備に関する下記の事業
(1) 総合的エンジニアリングおよびコンサルティング	(1) 総合的エンジニアリングおよびコンサルティング
(2) 装置・機器の設置、土木、建築、電気、計装、配管等工事の設計、施工および監理	(2) 装置・機器の設置、土木、建築、電気、計装、配管等工事の設計、施工および監理
(3) 装置・機器の製造、調達および販売	(3) 装置・機器の製造、調達および販売
(4) 設備・装置の運転、保守、管理および修理	(4) 設備・装置の運転、保守、管理および修理
(5) 設備・装置に関連する技術開発	(5) 設備・装置・製造プロセスに関連する技術開発および販売
(6) 設備・装置の賃貸および割賦販売	(6) 設備・装置の賃貸および割賦販売
２．　石油・天然ガスその他鉱物資源の開発ならびに地域の開発に関する調査、計画およびコンサルティング	２．　石油・天然ガスその他鉱物資源の開発
（新設）	３．　都市開発および地域開発
３．　産業財産権、ノウハウ、コンピューターを利用した各種ソフトウェアの取得および販売	４．　産業財産権・ノウハウ・各種ソフトウェアの取得、開発および販売
４．　石油製品・化学薬品の製造および販売	５．　石油・ガス・石炭その他燃料類およびこれらの製品・化学製品・金属製品の製造および販売
５．　情報処理、情報提供その他の情報通信サービス業	６．　情報処理、情報提供その他の情報通信サービス業
６．　不動産の売買、賃貸および管理	７．　不動産の売買、賃貸および管理
７．　旅行業および損害保険の代理業	８．　旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣業ならびに人事労務管理等の業務に関する受託および請負
（新設）	９．　前記各号および関連する事業に対する投融資
８．　前記各号に関連する一切の事業	１０．前記各号に付帯・関連する一切の事業
第 3 条～第 17 条　（省略）	第 3 条～第 17 条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章 取締役、取締役会および執行役員 第 18 条～第 27 条　（省略）	第４章 取締役、取締役会および執行役員 第 18 条～第 27 条　（現行どおり）
（新設）	（取締役の責任免除等） 第 28 条　　本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。 本会社は、社外取締役との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。
第５章 監査役、監査役会 第 28 条 ～第 33 条　（省略）	第５章 監査役、監査役会 第 29 条～第 34 条　（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除等） 第 35 条　本会社は、取締役会の決議（会社法第 426 条第 1 項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。 本会社は、社外監査役との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。
第６章 計 算 第34条～第36条　（省略）	第６章 計 算 第36条～第38条　（現行どおり）